

提出書類チェック表（提出用）

受診者名

日中に連絡の
つく電話番号

名前

続柄（ ）

書類を提出される前に、必ず必要書類がそろっているか確認の上、左端のチェック欄に☑をして提出してください。

チェック欄	番号	提出書類	対象者
<input type="checkbox"/>	1	提出書類チェック表（この用紙です）	
<input type="checkbox"/>	2	特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規）	申請者または保護者が記入したもの
<input type="checkbox"/>	3	有効期限内の保険証の写し・資格情報のお知らせの写し・資格確認書の写し・マイナポータル画面を印刷したもののいずれか一つ ※ 下の表で確認の上、必要な方の分を提出してください。	
<input type="checkbox"/>	4	住民票上の世帯全員分の住民票（発行後6か月以内のもの）	市町村役場の住民課等
<input type="checkbox"/>	5	自己負担限度額を決定するための書類及び医療保険上の高額療養費に係る所得区分が確認できる書類 ※ 下の表で確認の上、必要な方の「所得額・課税額証明書」その他書類を提出してください。	市町村役場の税務課等
<input type="checkbox"/>	6	保険者からの情報提供に係る同意書	
<input type="checkbox"/>	7	個人番号提供票（個人番号及び身元の確認できる書類） ※ 必要な確認書類については裏面でご確認ください。	
<input type="checkbox"/>	8	臨床調査個人票（検査データ等の添付が必要な疾患があります）	指定医が記入したもの
<input type="checkbox"/>	9	特定疾病療養受療証の写し	指定難病に起因した人工透析療法を行っている方のみ
<input type="checkbox"/>	10	同じ医療保険加入者で他に医療受給者証（特定疾患・小児慢性特定疾患）を持っている方の受給者証または申請書の写し	該当者のみ
<input type="checkbox"/>	11	申請を行った日の属する月以前の12か月で指定難病で総医療費が33,330円を越える月が3月以上ある場合、医療費申告書及び医療費領収書等（写し可）	医療機関等 「軽症高額該当」認定希望者のみ

※ すでに受給者証をお持ちの方が「疾患を追加」する場合は新規申請ではなく変更申請になります

患者が加入している医療保険の種類	必要な保険証等	必要な所得額・課税額証明書
		令和6年6月30日受付まで…令和5年度（令和4年分） 令和6年7月1日～12月31日…令和6年度（令和5年分）
被用者保険（健康保険・共済組合など）	①「受診者」及び「被保険者」分 ②「同じ医療保険に加入している人で、他に指定難病または小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方」がいる場合は、その方の分	「被保険者」及び「受診者」分
国民健康保険組合（医師・歯科医師・土木・建設など）	「同じ医療保険に加入している全員」分	「同じ医療保険に加入している全員」分
国民健康保険	「住民票上の世帯で同じ医療保険に加入している全員」分	「住民票上の世帯で同じ医療保険に加入している全員」分
後期高齢医療広域連合	「住民票上の世帯で同じ医療保険に加入している全員」分	「住民票上の世帯で同じ医療保険に加入している全員」分
生活保護受給者	保険に加入している場合は、上記に基づいた人数分	生活保護受給証明書 ※ 保険に加入していれば上記に基づいた人数分の所得額・課税額証明書

※ 市町村民税が非課税の方は

受診者またはその保護者（受診者が18歳未満の場合）が障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当等を受給している場合は、「所得額・課税額証明書」に加え、前年の支給額がわかる書類（決定額通知書や払込通知書等の写し）が必要です。

受診者が18歳未満（保護者が申請者）の場合

提出された市町村民税が非課税の方については、保護者全員分の年収を確認して自己負担上限額を決定します。

※ 必要な分のマイナンバーを個人番号提供票（別紙様式1）に記載することで、所得額・課税額証明書を省略することができます。ただし、マイナンバーの記入が誤っていたり、市町村民税の申告をしていない場合は証明書の添付が必要です。また、証明書を省略した場合、受給者証の発行に時間を要する場合があります。

○個人番号の確認について

患者が加入している医療保険の種類	個人番号確認の範囲 身元確認の範囲	具体的な提出方法
被用者保険 (健康保険・共済組合など)	<p>「受診者」分</p> <p>※ 身元確認書類については申請書の提出方法によって異なります。 (右欄及び下欄参照)</p> <p>※ 個人番号の利用により所得額・課税額証明書が省略を希望する場合は、医療保険の種類により、表面の下表の「必要な所得額・課税額証明書」の欄に記載している対象者の方の個人番号の記入が必要です。 また、受診者以外の番号確認書類の提出は不要です。</p>	<p>1 新規申請に患者本人（患者が18歳未満の場合は保護者）が直接来所する場合 ①別紙様式1「個人番号提供票」 ②患者本人（18歳未満であっても患者本人）の「番号確認書類」「身元確認書類」が必要</p> <p>2 新規申請に患者以外が代理で直接来所する場合 ①別紙様式1「個人番号提供票」 ②患者本人の「番号確認書類」 ③代理人の「身元確認書類」 ④法定代理人の場合は戸籍謄本その他の資格を証明する書類 ⑤その他の代理人の場合は委任状</p> <p>3 新規申請書類を郵送する場合 ①別紙様式1「個人番号提供票」 (裏側に番号確認書類・身元確認書類を貼付する)</p>
国民健康保険組合 (医師・歯科医師・土木・建設など)		
国民健康保険		
後期高齢 医療広域連合		
生活保護受給者		

1 直接来所の場合、下記の書類を提示してください。書類はその場で確認しお返しします。

- ・患者本人の【番号確認書類】
下記のうち1つの提示が必要です。

個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書、通知カード（※）

※ 通知カードは①記載事項に変更がない②令和2年5月25日以前に記載事項に変更があったが変更手続きがとられており、以降変更がない場合は利用可能です。

- ・患者本人あるいは代理人の【身元確認書類】 代理人が来所する場合は代理人の方の書類が必要です
写真付きの証明であれば下記のうち1つの提示が必要です。

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書

写真付きでない証明の場合は下記のうち2つの提示が必要です。

公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、住民票、源泉徴収票等官公署から発行された書類であって「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類

2 患者本人（患者が18歳未満の場合は保護者）でない方が申請に来所される場合は、1の書類に加えて次の書類を提出してください。

来所された方が患者の
法定代理人の場合は戸籍謄本など資格を証明する書類
法定代理人でない場合は委任状

3 郵送で申請される場合、「個人番号提供票」の裏側に下記の書類を貼って提出してください。

書類は返却できません。

- ・患者本人の【番号確認書類】
下記のうち1つの提出が必要です。

個人番号カードの写し（おもて・うら両方コピーする）、通知カードの写し（※）、マイナンバーが記載された住民票、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

※ 通知カードは①記載事項に変更がない②令和2年5月25日以前に記載事項に変更があったが変更手続きがとられており、以降変更がない場合は利用可能です。

- ・患者本人の【身元確認書類】
写真付きの証明であれば下記のうち1つを提出してください。

個人番号カードの写し（おもて・うら両方コピーする）、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し、旅券（パスポート）の写し、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、療育手帳の写し、在留カード又は特別永住者証明書の写し

写真付きでない証明の場合は下記のうち2つを提出してください。

公的医療保険の被保険者証の写し、国民年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写し、特別児童扶養手当証書の写し、住民票、源泉徴収票等官公署から発行された書類であって「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類の写し